

平成 18 年 4 月
税務署

酒税法等の改正のあらまし (酒類販売業者向け)

このたび、酒税法等が改正され、本年 5 月 1 日から施行されます。

このパンフレットは、酒類販売業者の方を対象に主な改正事項とその具体的な取扱いを解説したものです。

【改正関係法令】

- ・ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）
- ・ 酒税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 130 号）
- ・ 酒税法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 25 号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 135 号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 26 号）

【目次】

- I 主な改正事項
 - 1 酒類の分類及び定義等の改正
 - 2 酒税の税率の改正
 - 3 酒類販売業免許に係る措置
 - 4 酒類の販売数量等報告書の改正
 - 5 酒類の表示事項の改正
 - 6 その他の改正事項
 - みなし製造行為
- II 改正様式及び参考事項
 - 酒類の販売数量等報告書（改正様式）
 - 酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について
 - 酒類の陳列場所における表示の改正

更に詳しい説明が必要な方は、最寄りの税務署の酒税担当までお気軽に問い合わせください。

I 主な改正事項

1 酒類の分類及び定義等の改正

酒類をその製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を適用することとされました。

また、改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）の10種類11品目の分類については17品目に整理され、各品目の定義についても改正されました。

なお、改正後の酒税法（以下「新酒税法」といいます。）における種類・品目の定義の概要は以下のとおりです。

発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）
醸造酒類（注）	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類（注）	連続式蒸留しようちゅう、単式蒸留しようちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリット
混成酒類（注）	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

（注） その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

品目区分	定義の概要
清酒	* 米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの）
連続式蒸留しようちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留しようちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水、麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 果実、糖類を原料として発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの）
甘味果実酒	* 果実酒に糖類、ブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したものの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上等のもの）
スピリット	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

2 酒税の税率の改正

酒税の税率は、1キロリットル当たり次のとおり改正されました。

分類	基本税率	特別税率
発泡性酒類 (注)	220,000円	発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満) 178,125円
		発泡酒(麦芽比率25%未満) 134,250円
		その他の発泡性酒類 80,000円
醸造酒類	140,000円	清酒 120,000円
		果実酒 80,000円
蒸留酒類	200,000円(21度未満) 〔20度を超える1度 当たりの加算額 10,000円〕	ウイスキー ブランデー スピリッツ } 370,000円(37度未満) 〔37度以上は基本税率〕
混成酒類	220,000円(21度未満) 〔20度を超える1度 当たりの加算額 11,000円〕	合成清酒 100,000円
		みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円
		甘味果実酒及びリキュール 120,000円 (13度未満) 〔12度を超える1度当たりの加算額 10,000円〕
		粉末酒 390,000円

- (注) 1 「発泡酒」で「特別税率」が適用される酒類は、アルコール分10度未満のものに限ります。
- 2 「その他の発泡性酒類」のうち「特別税率」が適用される「ホップ又は苦味料を原料とした酒類」は、次のものに限ります。
- (1) 糖類、ホップ、水及び大豆たんぱく等(政令で定める物品)を原料として発酵させたもの(エキス分が2度以上のもの)
 - (2) 発泡酒(政令で定めるもの)にスピリッツ(政令で定めるもの)をえたもの(エキス分が2度以上のもの)

《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》

アルコール分が13度未満の蒸留酒類及びリキュール(12度未満)の酒税の税率は、上記の税率にかかわらず、1キロリットル当たり次のとおりとされました。

① アルコール分が9度未満のもの 80,000円

② アルコール分が9度以上13度未満のもの 8度を超える1度ごとに10,000円を加算

(注) 発泡性を有するものを除きます。

3 酒類販売業免許に係る措置

新酒税法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）において、酒類販売業免許に販売する酒類の範囲の条件が付されている者は、次表のとおり、それぞれ旧酒税法の種類又は品目の酒類に対応する新酒税法の品目の酒類について、平成 18 年 5 月 1 日以降、販売することができます。

ただし、改正に伴い品目が異動する酒類（表中に○を付した酒類、例えば旧酒税法の規定で果実酒に該当し、新酒税法の規定で甘味果実酒に該当することとなる酒類については、旧酒税法の規定による果実酒の範囲の酒類）に限って、平成 18 年 5 月 1 日以降販売することができます。

なお、販売する酒類の範囲に条件が付されていない者は、引き続きすべての酒類について販売することができます。

旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	品目異動酒類	旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	品目異動酒類
清酒	清酒		みりん	みりん	
	発泡酒	○		スピリッツ	○
	その他の醸造酒	○		リキュール	○
	スピリッツ	○	ビール	ビール	
	リキュール	○		スピリッツ	○
	雑酒	○		雑酒	○
合成清酒	合成清酒		果実酒	果実酒	
	発泡酒	○		甘味果実酒	○
	その他の醸造酒	○		スピリッツ	○
	スピリッツ	○	発泡酒	雑酒	○
	リキュール	○		発泡酒	
	雑酒	○		スピリッツ	○
	しょうちゅう 乙類	単式蒸留 しょうちゅう スピリッツ		リキュール	○
		○		雑酒	○
			その他の雑酒	その他の醸造酒	
				リキュール	○
				雑酒	○

(注) 品目に異動のある酒類については、条件が付されることとなりますので、詳しくは最寄りの税務署の酒税担当までお問い合わせください。

4 酒類の販売数量等報告書の改正

今回の酒税法の改正に伴い、「酒類の販売数量等報告書」の様式を一部改正します。

改正様式については、平成 18 年度分（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、平成 19 年 5 月 1 日提出期限分）の報告から使用します。

なお、平成 18 年度は、旧酒税法の種類（品目）の酒類と新酒税法の品目の酒類が、流通段階で混在するため、新酒税法における品目が不明なときは、その酒類の表示に従い記載して差し支えありません。

(参考) 新旧酒税法における酒類の種類（品目）区分対照表（※太枠について名称等を変更）

旧酒税法の酒類の種類又は品目	新酒税法の酒類の品目
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
しそうちゅう甲類	連続式蒸留しそうちゅう
しそうちゅう乙類	単式蒸留しそうちゅう
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
スピリッツ	スピリッツ
原料用アルコール	原料用アルコール
リキュール類	リキュール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他の雑酒	その他の醸造酒

(注) 新酒税法の酒類の品目には、上記のほか「雑酒」があります。

5 酒類の表示事項の改正

酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類については、その引き取り又は搬出する酒類の容器又は包装の見やすい箇所に、酒類の品目その他の表示事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。

今回、酒類業組合法についても所要の改正が行われ、表示事項が次のとおり改正されました。

- イ 酒類の種類（又は品目）表示を廃止し、酒類の品目を表示
- ロ 粉末酒を除くすべての酒類にアルコール分を表示
- ハ 発泡酒及び雑酒については、税率適用区分を表示
- ニ その他の発泡性酒類については、発泡性を有する旨及び税率適用区分を表示

(参考) 改正後の表示事項一覧

酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類又は酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類	
①住所	⑤酒類の品目
②氏名又は名称	⑥酒類のアルコール分（粉末酒を除く。）
③引取先又は詰替の場所の所在地	⑦税率適用区分（発泡酒及び雑酒に限る。）
④容器の容量（粉末酒は重量）	⑧発泡性を有する旨及び税率適用区分 (その他の発泡性酒類に限る。)

(注) 表示事項については、平成 18 年 10 月 31 日までは改正前の表示事項によることができる旨の経過措置が設けられました。したがって、平成 18 年 10 月 31 日まで、改正前の酒類の種類又は品目を表示した表示証等を使用できます。

6 その他の改正事項

○ みなし製造行為

原則として、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたときは、新たに酒類を製造したものとみなされ、酒税法違反（法 54①）となりますので、ご注意ください。

なお、酒税法違反で処分を受けた場合には、免許を取り消されることがあります。

II 改正様式及び参考事項

- 酒類の販売数量等報告書（改正様式）
- 酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について
- 酒類の陳列場所における表示の改正

酒類の販売数量等報告書

(平成 年4月1日～平成 年3月31日分)

税務署
整理欄

--	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 月 日 税務署長 殿	(住所) 〒 (氏名又は名称及び代表者氏名)	(電話)	局番
			印
販売場の所在地及び名称		(電話)	局番

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

区分	販 売 数 量		3月末在庫数量 ℓ
	卸 売 数 量 卸 売 業 者 ℓ	小 売 数 量 小 売 業 者 ℓ	
①清酒			
②合成清酒			
③連続式蒸留しようちゅう			
④単式蒸留しようちゅう			
⑤みりん			
⑥ビール			
⑦果実酒			
⑧甘味果実酒			
⑨ウイスキー			
⑩ブランデー			
⑪原料用アルコール		画面は改正後のイメージです。 実際に印刷・配布されるものは変更されることがあります。	
⑫発泡酒			
⑬その他の醸造酒			
⑭スピリッツ			
⑮リキュール			
⑯雑酒			
合計(①～⑯の計)			
粉末酒 (グラム)			

この帳票は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

見本

画面は改正後のイメージです。

実際に印刷・配布されるものは変更されることがあります。

摘要 (酒類販売場の業態区分)	□①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、□②コンビニエンスストア、□③スーパーマーケット、□④百貨店、□⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（□A業務用卸主体店、□Bホームセンター・ドラッグストア・□Cその他）
--------------------	---

酒類の販売数量等報告書の記載要領

1 2枚複写となっていますので、1枚目の「提出用」を所轄税務署長へ提出してください（コピー等ではなく、所定の用紙で提出してください。）。

なお、報告書は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中においてねいに記載してください。また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。

（注）それぞれの欄のマス目の数より桁数が多くなる場合は、マス目を無視し、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。

2 酒類の販売業者は、この報告書に年間（4月1日～3月31日）分の販売数量を記載して、4月30日までに販売場の所轄税務署長に提出してください。

3 （平成 年4月1日～平成 年3月31日分）の「年」には、各会計年度の開始の年と終了の年を記載してください。

4 「販売数量」の「卸売数量」欄の「卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。

5 「販売数量」の「小売数量」欄には、一般の消費者又は酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者、菓子等製造業者に販売した数量を記載してください。

6 数量の単位はリットル位（ただし、粉末酒はグラム位）とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。

7 「税務署整理欄」は記載しないでください。

8 「摘要」欄には、報告書提出日現在における販売場の業態に応じて、次の区分にしたがって、□欄にチェックしてください。なお、製造業者及び卸売業者の場合は、「□C」にチェックしてください。

①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、②コンビニエンスストア、③スーパーマーケット、④百貨店、⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（Ⓐ業務用卸主体店、Ⓑホームセンター・ドラッグストア、Ⓒその他）

【記載例】

例えば、ワイン専門店の場合は「□①」にチェックしてください。

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について

国税庁では、酒税の増減税に当たりその税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること及び公正取引の確保等が図られるよう以下のとおり酒類を製造・販売する事業者団体に要請しました。

課酒 4-5

平成 18 年 3 月 28 日

酒類を製造・販売する
事業者団体 あて

国税庁課税部酒税課長

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について（要請）

所得税法等の一部を改正する等の法律により酒税法が改正され、本年 5 月 1 日から酒税の増減税が実施されます。

つきましては、下記事項について、傘下会員に周知徹底し、酒税の適正な転嫁と公正取引の確保等が図られるよう要請します。

なお、国税庁としては、改正酒税法施行前後の市場動向及び取引関係を注視するとともに、取引状況等実態調査を実施し、問題のある取引が認められた場合には、積極的にその改善を指導するなど適切に対応していくこととしています。

記

1 酒類の価格は自由価格であり、酒税法の改正に伴う価格改定については、個々の企業の自主的な判断により決定されるものであるが、酒税が最終的に消費者負担を予定している税であることから、その税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること。

2 酒類の価格改定に当たっては、合理的な価格の設定など「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針(平成 10 年 4 月国税庁)」に示された公正なルール（別紙参照）に則った取引を行うとともに、優越的地位の濫用といった不公正な取引方法など独占禁止法の規定に抵触することのないよう十分配意すること。

特に、価格改定に際しての取引条件の決定については、売り手と買い手の間であらかじめ十分な協議を行うことが重要であること。

別 紙

「指針」に示された公正なルール

(1) 合理的な価格の設定

- 一般的には酒類の販売価格は、仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものとなるはず。
$$\text{販売価格} = \text{仕入価格} (\text{製造原価}) + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費} + \text{利潤}$$
- 致酔性等の酒類の特性にかんがみれば、顧客誘引のためのおとり商品として使用されることは弊害が大きい。

(2) 取引先等の公正な取扱い

- 酒類の販売価格は、流通コストや取引数量、支払方法、支払条件等の取引条件の差異により差があり、その価格の差は、流通コストや支払条件等の差異に基づくべき。流通コスト、支払条件等の差異に基づく合理的な理由がなく取引先を差別することは、公正なルールに基づいているとは言えない。

(3) 公正な取引条件の設定

- 大きな販売力を持つ者が自己の都合による返品、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要請を一方的に行う場合には、公正なルールに基づいているとは言えない。

(4) 透明かつ合理的なリベート

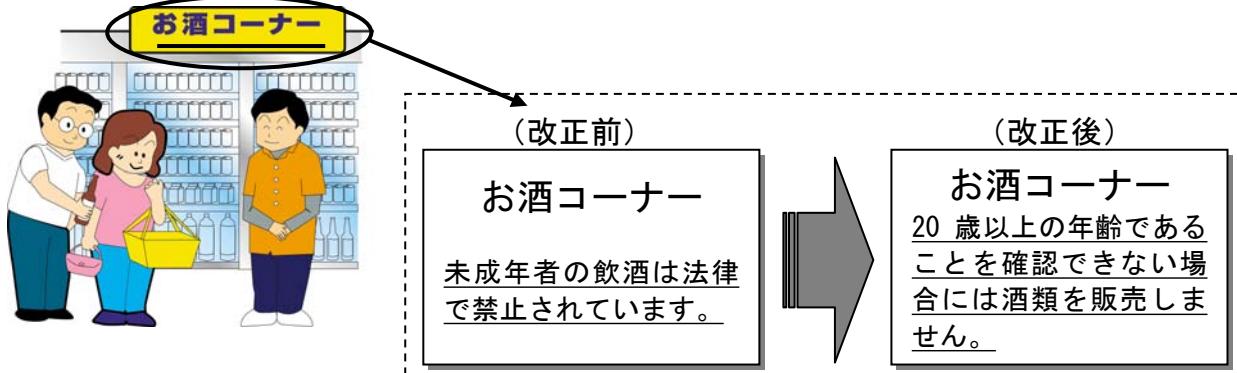
- リベート類には、透明性（支払基準・支払時期等の明確化、取引先への事前開示）及び合理性（支払基準が合理的に説明し得る）が必要である。

酒類の陳列場所における表示の改正

平成 17 年国税庁告示第 22 号による一部改正

改正の概要

- 酒類の陳列場所に表示しなければならないこととされていた「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されていますので御注意ください。
※ 「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、「成人者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。



- 酒類と他の商品を「明確に区分」するための「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示についても、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施されています。

- ※ 平成 17 年 9 月 30 日までに酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては、平成 19 年 9 月 30 日まで、改正前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。



イー タックス

税務署

e-Tax インターネットで申告・納税！



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると

◇自宅やオフィスから申告や納税ができます。

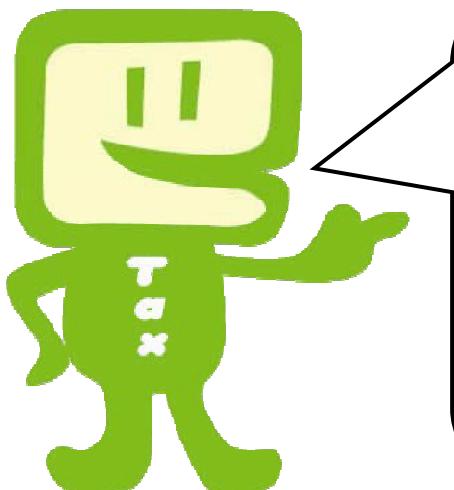
- ①申告（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）
- ②法定資料の提出 ③納税（全税目） ④申請・届出など

◇源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続に大変便利です。

※ e-Tax のご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続等が必要です。

※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを e-Tax に引き継いで電子申告することができます。

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



酒類販売業者の方は、

- ・酒類蔵置所設置報告書
- ・酒類の販売数量等報告書
- ・「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況報告書

等も e-Tax で提出することができます。

平成 18 年 3 月

税務署

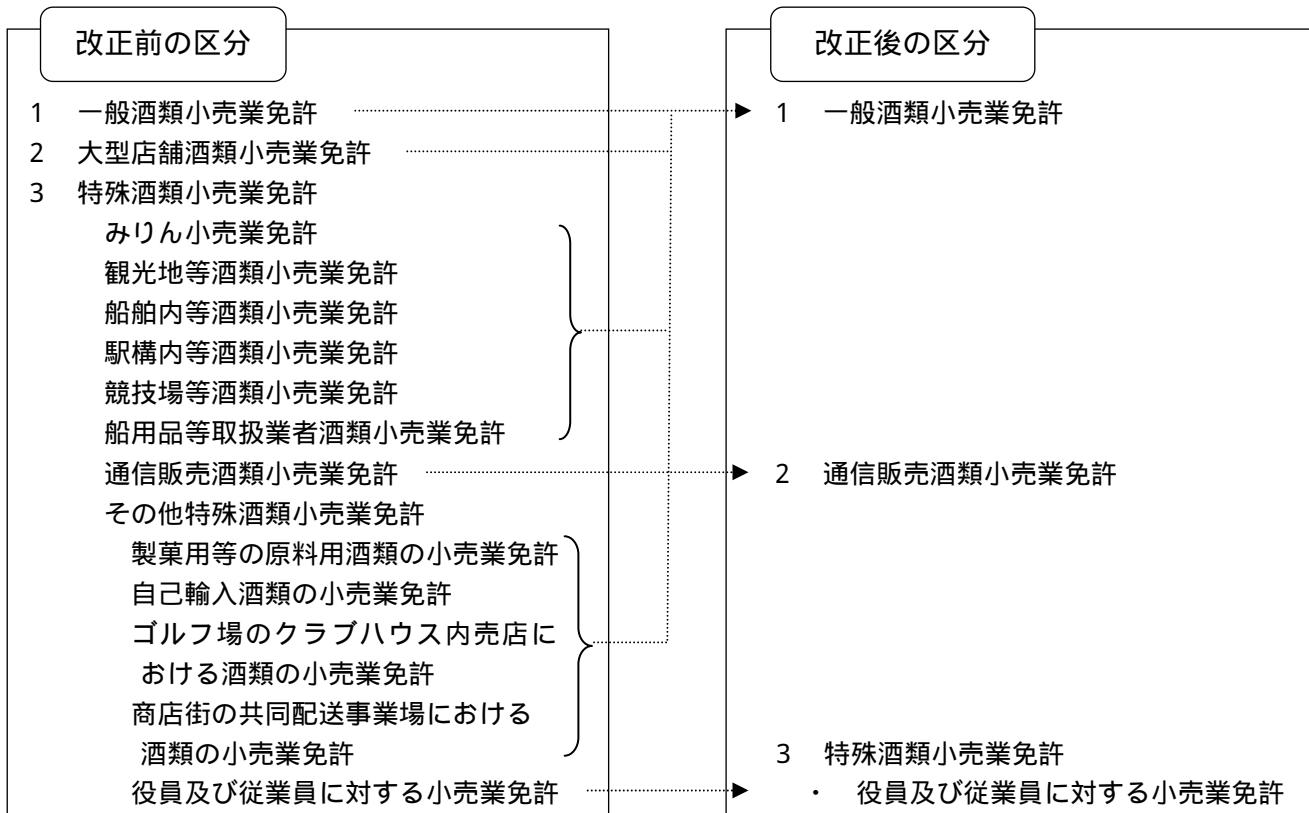
酒類小売業免許の区分の見直しについて

酒類小売業免許については、一般酒類小売業免許、大型店舗酒類小売業免許及びみりん小売業免許などの特殊酒類小売業免許の区分を設けておりましたが、本年 4 月 1 日以降、一部の免許区分を除き、一般酒類小売業免許に統合するなど整理・合理化を図ることとしました。

これにより、大型店舗酒類小売業免許又はみりん小売業免許などの特殊酒類小売業免許を受けている者は、一定の要件を満たす場合、条件緩和の申出手続を行っていただくことにより、一般酒類小売業免許と同等の条件となることができます。

緊急調整地域に指定された地域内に所在する販売場については、平成 18 年 8 月 31 日までの間、この取扱いを受けることができませんのでご注意ください。

《酒類小売業免許の区分の改正の内容》



本件についてお分かりにならない点及び条件緩和の申出手続については、税務署（酒税担当）におたずねください。また、酒類の販売業免許について、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で情報を提供していますのでご利用ください。

平成 18 年度のポスター（酒類小売業者用）

未成年者の飲酒は
法律で禁止されて
います。

~~未成年者飲酒禁止法~~

未成年者には
お酒を販売しません。

実年齢確認



未成年者がお酒を飲んではいけない 主な理由

- 脳の癡髄を低下させるおそれがあります。
- 肝機能をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- アルコール依存症になりやすくなります。
- 未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

4月は
未成年者
飲酒防止
強調月間です

酒類販売管理者

当店では未成年者にはお酒を売りません。

警察庁/警察庁監修/内閣府/厚生労働省/税理士法人アルコール・マーケティング研究会/全国小売業者連合会/日本チェーンストア協会
社団法人日本フランチャイズチェーン協会/社団法人日本ボランタリー・チェーン協会/社団法人全国スーパー・マーケット協会/税理士法人セルフ・サービス協会
このポスターは、高齢者も利用しています。

酒類の地理的表示については、

「地理的表示に関する表示基準」

により保護されています。

地理的表示とは

ワインのボルドーやシャブリ、ブランデーのコニャックのように、その酒類に与えられた品質、評判等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が WTO(世界貿易機関) の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいいます。

地理的表示の保護とは

清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。

日本国のがぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は WTO (世界貿易機関) の加盟国のがぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするがぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするがぶどう酒又は蒸留酒について使用することはできません。

国税庁長官が指定している産地

清酒

白山菊酒の産地である

「白山」(石川県白山市)

「白山」は、清酒の産地指定の
第 1 号です。

しうちゅうじ

壱岐焼酎の産地である

「壱岐」(長崎県壱岐市)

球磨焼酎の産地である

「球磨」(熊本県球磨郡及び人吉市)

琉球泡盛の産地である

「琉球」(沖縄県)

薩摩焼酎の産地である

「薩摩」(鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く))

詳細については、国税庁ホームページをご覧になるか、最寄りの国税局・税務署の酒税担当までお問い合わせください。